

京都市教育委員会告示第2号

博物館法第13条第2項の規定により、次のとおり博物館登録事項（設置者の住所及び博物館の名称）を変更登録したため、京都市博物館の登録に関する規則第6条第2号の規定により告示します。

平成30年10月9日

京都市教育委員会

| 博物館の名称 | 変更後の設置者の住所及び博物館の名称 | 変更年月日 |
|-------------------|--------------------------------|-----------|
| 小倉百人一首殿堂 「時雨殿」 | 京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町11番 嵯峨嵐山文華館 | 平成29年8月3日 |

(教育委員会事務局生涯学習部)